

令和8年度 第1回 周南市市民参画推進審議会 会議録

日 時 令和8年10月14日(水) 10時00分～11時15分

場 所 本庁舎4階 庁議室

出席者 河村拓実 委員、桑畑洋一郎 委員、岡崎麻衣 委員、丸山康子 委員、
吉本龍太郎 委員、福井若夏 委員、山本のぞみ 委員
(計7名)

欠席者 菊地右馬 委員、田村隆嘉 委員、沼田早紀 委員
(計3名)

事務局 上野部長、福田次長、吉村課長補佐、福田係長、江川

傍聴者 なし

会議内容

1. 開 会

- (1)周南市民憲章唱和
- (2)委員委嘱
・委員に対し、委嘱状を交付。

(3)副市長挨拶

発信者	発言内容（要旨）
副市長	周南市市民参画条例が施行されてから令和9年度で20年目を迎える。市民参画は市の施策を進める上で欠かせない要素となっている。市民の多様な経験や意見が行政施策に新たな活力をもたらすことから、本審議会を通じて市民参画の機運醸成と市政への参画を一層推進していきたい。

- (4)委員紹介
- (5)職員紹介
- (6)会長・副会長の選出

発信者	発言内容（要旨）
事務局	委員のうち過半数の出席があり、審議会が成立している。 会長及び副会長について、規則に基づき委員の互選により選出する。自薦他薦はないか。 委員から特段の推薦がなかったため、事務局案として次のとおり提案する。 <ul style="list-style-type: none">● 会長 桑畑洋一郎委員● 副会長 河村拓実委員
委員	(了承)

(7) 諮問

- ・市長代理から会長に対し、周南市市民参画条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度周南市市民参画推進審議会への諮問を行った。

※資料「諮問書（写）」を参照

2. 議 事

(1) 周南市市民参画条例について

発信者	発言内容（要旨）
事務局	<p>新任の方もいらっしゃるので、市民参画条例制定までの経緯及び条例の概要について説明する。</p> <p>周南市では、平成 17 年に市民活動経験者や公募市民等で構成する市民参画検討委員会を設置し、約 1 年 3 か月にわたり延べ 39 回の公開会議を開催した。パブリック・コメントやフォーラム等の市民参画手法を活用しながら条例案を検討し、平成 19 年 4 月 1 日に周南市市民参画条例を施行した。</p> <p>条例は、「自分たちのことは自分たちで考えて決定する」という自治の基本的な考え方を軸として、市民と市が共にまちを築いていくために必要な基本事項を定めたものである。</p> <p>また、第 6 条には市民参画の対象となる行政施策、第 7 条には市民参画の方法が規定されており、第 15 条には市民参画の適正な運用及び推進に必要な事項を審議するため、市民参画推進審議会を設置することが規定されている。</p>
会長	<p>補足説明をする。</p> <p>「市民」は市内居住者だけではなく、市内で働く者等も含まれる。</p> <p>また、市民参画については、条例第 6 条に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none">● 市民参画を実施しなければならない施策● 緊急性等の理由から市民参画を実施しないことができる施策● 義務ではないが、任意で市民参画を実施できる施策 <p>がある。</p> <p>本審議会は個々の行政施策そのものの是非を審議する場ではなく、「その施策において、市民参画が適切に行われているか」という観点から評価・審議する場であることに注意してほしい。</p>
会長	これまでの説明でご不明な点等はないか。
委員	（なし）

(2) 審議の進め方について

発信者	発言内容（要旨）
会長	今後の審議の進め方について事務局より説明をお願いする。
事務局	—— 資料 1 の 1 ページに基づき説明 ——
会長	事務局案で進めてよろしいか。
委員	（了承）

(3) 令和 7 年度市民参画実施状況について

発信者	発言内容（要旨）
事務局	—— 資料 1 の 2 ページ（1）に基づき説明 ——
委員	市全体の施策数に対して 45 件がどの程度の割合なのか。
事務局	市全体では各課が多数の施策を実施しており、全施策数を単純に把握することは難しい。市民参画の件数は計画の策定・改定時期等によって年度ごとの増減が大きい。 特に令和 6 年度は各種計画の改定等が重なったことから 55 件であったが、令和 7 年度は改定案件が少なかったことから 45 件となっている。

(4) 市民参画実施状況の評価対象及び評価方法について

発信者	発言内容（要旨）
事務局	—— 資料 1 の 2 ページ（2）に基づき説明 —— 評価対象は、 <ul style="list-style-type: none">● 市民参画の実施が必須となる施策 21 件● 任意で市民参画を実施した 24 件のうち、事務局が抽出する 10 件程度とし、おおむね 30 件程度を全委員が評価することとしたい。 任意施策の抽出については、担当課や市民参画手法ができるだけ重複しないよう配慮する。
委員	（了承）

(5) 評価シートの記入方法について

発信者	発言内容（要旨）
事務局	—— 資料 2 に基づき説明 —— 評価は原則として ABC の 3 段階で行う。評価が困難な項目については、無理に評価せず「－」とすることも可能である。
委員	形式的な基準を満たしていても、より良い市民参画の方法が考えられる場合にはどのように評価すればよいか。
事務局	基本的な評価は条例・ガイドラインに基づいて機械的に行い、その上で「他の市民参画手法も組み合わせるべきではないか」などの改善意見があれば、コメント欄等に記載いただきたい。 また、良好な取組についても、「この方法は他の施策にも広げるべき」といった積極的な意見を記載することが可能であり、条例見直し等の参考にしていきたい。
委員	市民から提出された意見について、単に「反映した・しなかった」だけではなく、具体的にどのように施策へ反映されたのか確認したい場合はどうすればよいか。
事務局	本審議会の基本的な評価対象は、市民の意見を取り入れる手続きが適切に行われたかという点であり、個々の意見の内容や施策そのものの妥当性を評価するものではない。 一方で、より詳細な内容を確認したい場合には、別途配布する質問事項調査票に記入してもらい、事務局から担当課へ照会することができるほか、必要に応じて担当課へのヒアリングも実施できる。
委員	市民参画の実施を外部委託する場合があるのか。
事務局	審議会やパブリック・コメント、フォーラム等については、基本的に市職員が主体となって実施している。 また、周南市は県内他市町と比較して比較的早い時期から市民参画制度を導入しており、市民参画条例を制定している自治体も限られている。
会長	その他質問等はないか。
委員	(なし)

(6) 今後の予定

発信者	発言内容（要旨）
会長	議事は以上となる。進行を事務局に返す。
事務局	評価シートの電子データについては、後日メールで各委員へ送付する。 評価シートの提出期限は 11 月 6 日（金）とする。

	<p>第 2 回審議会は、11 月下旬以降の開催を予定しており、改めて各委員へ日程調整を行う。</p> <p>その後、第 3 回審議会を年内に開催することを基本とするが、審議内容や委員の出席状況等に応じて調整する。</p>
地域振 興部長	<p>お忙しい中ご出席いただき、長時間審議いただき感謝する。市民参画条例施行後 18 年間の蓄積を踏まえ、時代に合った市民参画、より進んだ市民参画を目指し、委員から意見をいただきながら取組を進めていきたい。</p>

3. 閉会